

# 大阪府立高槻南高等学校廃校取消訴訟と子どもの権利条約

## A. 教育事件事例と係争となった問題点

2001年8月30日、大阪府府教育委員会は、高槻南高校関係者に事前の一切の協議もなく、突如として、島上高校と統廃合し、高槻南高校を廃校とする高校改革案を発表した。

### (係争となった問題点)

2学区内では高槻南高校側は、廃校とすべき理由が存在しない中堅上位の優良校であった。平成12年度の中退率も0.1%府下で最小値であったし、部活動も活発で、特に体育系では、府下の公立高校でもトップクラスの実績があった。国際交流活動もPTAぐるみで取り組まれ、府下でも先進的であった。(中退者をなくすという課題が、府の教育改革の主目標であったのに、改革目的に反していた。)

高槻南高校関係者(PTA,教職員、生徒、同窓生と同窓会)に対して、事前の一切の協議も合意もなかった。校長だけが事前に知らされた。(府教委は子ども権利条約の意見表明権を保障していない、と言う批判が生まれた。)

学区で最も中退率が高く、教育上の困難を抱えていた統合相手校の将来構想案であった単位制高校案を、単位制とは無関係な普通科全日制の高槻南高校に押し付けるものとなった。

(学校システムや教育課程の再編・改定論議に、教職員や職員団体・父母の関与を廃校案公表まで一切、認めなかった。公表後は、事実上の決定として、一切の変更を拒否した。)

この単位制高校構想は、大阪府の教育改革プログラムでは、定時制・通信制課程の再編と一体となっている特有的目的の構想であった。すなわち府教育委員会自体の改革構想とも異なる再編整備案であった。

(府民への約束であった、自らの教育改革プログラムの目的に違反する。目的違背の恣意的な行政裁量違反が批判された。)

統合相手校関係者、特にOBの議員・政治家、同系列の教職員組合幹部とは、3年前から綿密な協議と了解をとって進められたものだった。

(教育目的に反する公共事業がらみの政治家や一部利害集団との談話が批判された。)

## B. 廃校案批判する例のない規模の教育運動の広がり

これに対し、高槻市はもとより、2学区と大阪府全域にわたり急速な反対運動がひろがった。生徒会を中心にPTA、教職員、広範な市民も立ち上がり、わずか2ヵ月半で、16万数千の高南廃校反対署名（高槻市人口約40万人）が結集されるなど、この運動はこれまでの教育運動でも例のない規模の廃校反対運動となった。自分たちが今通っている学校が廃校とされることを新聞やテレビの報道によってはじめて知らされ、驚きと怒りが澎湃として噴出した。理由を教育委員会に問いただそうにも、廃校にしないで下さいと訴えようにも、校長に聞けとのみ答えて、まともに説明もしない教育委員会に対する異議申立であったと、関係者に理解されている。

### (廃校案の決定から裁判にいたる運動の経過)

しかしながら、府教委は、学校関係者や住民の要望・要求を一切無視して2001年11月16日の府教育委員会議で廃校案を正式決定。

（府教委側は、なぜ、同校が廃校になるのか？という、根源的な疑問に答え切れないまま決定が強行という、広範な不満が残った。）

同校PTA役員と学校内外の教職員を中心に、「高槻南高校の存続と発展」をめざすことを目標に「高南応援団」が結成。平成14年1月10日、34名の保護者の賛同を得て、行政不服審査法に基づき、廃校(募集停止)処分の取り消しを求めた。しかし、府教委は、その申し立ての中で出された「廃校決定の不当性」を主張する論拠や批判に対して、何一つ反論、説明、回答を行うことなく「不適法であるのでこれを却下する」(平成14年2月22日)とする門前払いの決定通告。

（根源的な疑問が、引き続き置き去りにされ、府民の教育財産の処分の恣意性と目的違背が問題にされた。）

これに対し、高南応援団は、2002年12月まで市議会要請や府議会請願、府教委による高校改革関係の行政文書の情報公開請求や公開質問状に、2回にわたり取り組み。情報公開請求への非公開決定に対しても、行政不服審査法による「異議申し立て」を行い、大阪府情報公開審査会答申を(2003年11月15日)をえた。

大阪府情報公開審査会答申でも、「府立高校の再編整備のような社会的影響の大きな重要施策の推進に際しては、そこに広く府民の意見を反映していくためにも、意思形成過程の情報を記録した文書を適切に作成、保存するとともに、これを可能な限り広く公開することが求められているものと考えられる。今後の再編整備の推進に当っては、府として府民に説明する責務(条例前文)を全うし、府民の府政への参加を推進(条例第1条)していく上で必要となる文書の作成・保存についても、十分に配

慮されるよう望むものである。」として、大阪府と府教育委員会の独断的、恣意的、かつ違法・不当な行政決定を厳に戒めていた。

生徒たちは2002年10月24日、大阪弁護士会への「人権救済申し立て」にとりくみ、527名の申し立てを実現。こうして04年3月29日、大阪弁護士会長名で「要望書」が、府教委などに送付されることとなった。

大阪弁護士会の「要望書」では、「平成13年8月30日になされた実施対象校(案)の公表以前には、生徒らの意見は聴取されておられません。また、その公表は、最も影響を受ける当事者である在校生やその保護者らへの直接の説明よりもマスコミによる報道が先行し、在校生、保護者、地域住民らに大きな衝撃を与えるものだった。また、公表後も、生徒らを集めた直接の説明会等は一度も設けられず、在校生および進学希望者、当該高校の関係者、地元住民らに対するアンケート調査等も全くなされておられません。」とのべられている。

この「要望書」の事実認定は、生徒が請求する「人権侵害」とする認定はおこなわなかったものの、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて、原告生徒らの提訴理由となった事実の存在を認めたものであった。

大阪府議会は2002年12月、廃校取消の請願要求を無視して、高槻南高校を廃校とする条例改正を、与党会派が一体となって決定した。府民の代表である議員は、府議会で請願署名に示された内容の審議する行うことを拒否した。

(大阪府と府議会側も、なぜ、同校が廃校になるのか?という、根源的な疑問に答えないまま廃校条例を制定。府民主権がないがしろにされているという疑問が関係者に残された。)

### C. 近代教育史上に例のない公立高校廃校取消訴訟に発展

事ここに至って、同校関係者は裁判提訴を決意し、生徒、保護者にひろく呼びかけ、生徒会、PTAの活動を基礎に、2003年3月28日、59名の原告と121名の共同親権者の署名賛同を得て、大阪地裁に大阪府と府知事を相手どって、廃校取り消しと損害賠償等を求める裁判を起こすに至りました。この提訴は、規模・内容共に近代教育史上に例のない公立高校廃校取消訴訟となりました。当時のPTA役員(会長・副会長・書記)や生徒会役員(歴代の生徒会長始め役員)の主要メンバーが、提訴と裁判闘争に参加した。

この提訴以来1年半、8人の常任弁護士を中心に、総勢29名の弁護士が支援し、とりわけ常任弁護団は、原告や保護者、教職員・市民と手を携えて、8回の公判を担った。原告となった生徒、OBの皆さんも、それぞ

れ勉強や受験、それぞれの課題を抱えながらも、積極的に法廷に立ち、廃校決定の不当性を訴え、追及した。

支える会事務局や支援をする父母・教職員・市民の連携もすすみ、提訴以来の法廷への傍聴・集会参加等も750名に及ぶ。大阪地裁への請願署名も1万筆の結集をえた。原告生徒らの訴えを支持し、府教委らの行為を「違法」とする、日本教育行政学会元会長の意見書も裁判所に提出された。

3月31日の第6回公判では、地裁大法廷において全一日の審理が行なわれ、原告側最終準備書面と原告側証人、代理人によって、府教委と府教委側証人高校改革課参事（現府教委教職員企画課長）に対する厳しい追及が行なわれ、廃校決定とその手続きの違法・不当性は、否定しがたいものとなった。府教委側が、存在や作成さえも否定し、原告側が暴露していた行政文書の存在を認めざるを得なかった。

ところが、すべての証拠調べが終わった翌日の4月1日付で、これまで公判の訴訟指揮をしてきた裁判長が、他に所属代えとなり、別の裁判長によって判決文が準備されるという異常な事態となった。

## **D. 憲法や子どもの権利条約さえも否定した大阪地裁判決**

### **1. この裁判闘争の意義**

府教育委員会自身が、受験準備教育に偏しないバランスの取れた部活動等の旺盛な学校と評価し、現に中途退学者数は1名、0.1%（平成12年度）と府立高校の中では最も少ない優れた学校である。「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成」を期するべく、生徒・教師・父母が心かよわせてきた教育活動が無残にも破壊されようとしたのである。

実質的にも手続的にも「子どもの最善の利益が主として考慮」されないこの廃校処分は子どもの権利条約3条に反し、子どもの「自由に自己の意見を表面する権利」を定めた12条にも反していることは明らかである。

とくに大阪府の財政事情から府立高校20校を廃止する動きのなかで進められ、公教育の著しい後退がもたらされるだろうことは由々しい事態といわなければならない。この裁判は生徒たちが意見を表明し、自我を確立し、自覚された権利のための闘争であると評価されよう。

### **2. 大阪府教育改革プログラムを全面承認した不当判決**

本件廃校処分は大阪府教育改革プログラムの実施として強行された。本件判決の特徴のひとつは、教育改革プログラムの適法性や特色ある学校づくり

のもつ問題点についてまったく考察を深めた形跡がないことである。もちろん、本件が大阪府の進めた教育改革プログラムという文教政策を問うものであったために、判決も地方公共団体がその教育に関する権限に基づいて樹立、実施する教育政策は、教育基本法および学校教育法 41 条、42 条の趣旨に沿ったものでなければならぬし、高等学校に学ぶ生徒の利益の擁護とその成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるものでなければならぬとの一般論はのべている。

しかし、大阪府教育改革プログラムの策定過程やその背景として中央教育審議会答申があったことについては、表面的にその経過を府教委の説明をすべて引用して述べるのみである。原告側としては、中央教育審議会答申が進めてきた人づくり政策とその結果生まれた高校格差の存在、しかも高校間格差を制度的に固定する方向で打ち出された「特色ある学校づくり」の問題点を指摘した。また 90% にのぼる高校進学率の高まりは、高校進学者全員に高等学校の過程を習得させる方向こそ国民の教育に対する要求であり、現代国家にふさわしい教育水準であることを主張していたが、このような教育思想を検討した形跡すらなかった。

大阪府教育改革プログラムの打ち出した「特色ある学校づくり」の方針自体について本件判決は、社会の変化、高進学率の下での生徒の多様化などに対応する形で国が中央教育審議会の答申などを踏まえて高等学校学習指導要領の改訂等により具体化した教育政策に沿うものであって、その内容が教育基本法の理念や学校教育法（41、42 条）の趣旨等に反する不合理なものであるということではできないと全面的に肯定した。肯定したというより、中央教育審議会の答申でも言っていることであるから教育基本法・学校教育法に反しないという国の政策の無批判な承認をしたというべきである。

原告側は、学校教育法 41、42 条に示された高校教育とりわけ普通科高校の果たすべき役割に照らして、特色ある学校づくりという名の下で、ある学校の生徒には高校の教科課程の一部しか提供しない制度が許されるのかという問い掛けをしたのであるが、この問いかけ自体が無視された。無視されたというより、そのような疑問自体が届かなかったというのが実感である。

戦後教育問題をあつかう大事件では、国家の教育権か国民の教育権か、学習指導要領の法的拘束力の有無、教科書検定の合憲性など重要な論議がぶつかりあい、家永訴訟や旭川学力テスト判決などのように裁判所が真摯に教育法学上の難問に判断をくださった時期があったが、今の裁判所にはそのような問題を検討する気もないのであろうか。府教委の準備書面のデータを使ったのではないかと思われるような本件判決を読むと問題を深く考察しない「薄い司法」を感じるのである。

### **3. 高槻南高校がなぜ廃校になるのか—判決は原告の不合理性の指摘を排除**

原告らは、被告の主張する対象校選定基準は、先に別の基準で決定された対象校を、後から合理化するために取って付けたものだということを具体的

な事実を挙げて主張した。例えば、「特色ある学校づくりの実績」があるとして選定しているにもかかわらず、決定後に「特色ある学校づくりの実績」を作らせるという作業をしていることを暴露する教育委員会作成の書面を提出して立証した。同様の書面では、府教委自身が、自らの説明を「嘘の匂いがつき纏う」と評していた。

他方、統廃合の対象校となった高校を1校1校検討し、その中退者数が、各学区で上位に来ることも明らかにし、実際には、府教委が、建前の基準などそっこのけで、ほとんどの対象校を中退者数が多い等の困難校から選んでいることもわかった。

それでは、何故、困難校ではない高槻南高校が廃校の対象となったのか。この点では、本来大阪府第2学区では、島上高校と芥川高校が統合整備の対象となっていたにもかかわらず、一府会議員の横やりで、対象校の発表の直前に対象校が芥川高校から高槻南高校に変更されたことを主張立証した。その時期、府教委の役人がその府会議員事務所や自宅を数回訪れ、急遽、高槻南についての調査が開始されているのである。

このような一政治家の思惑で、恣意的に高槻南高校を廃校させてはならないというのが原告らの主張であった。

この論点は、事実認定のみの争いであったが、判決は、原告らの主張については、「原告らの主張事実を認めるに足りる証拠はない」「原告らの主張は、単なる憶測の域を出ず」と切り捨て、被告自ら「嘘の匂いがつき纏う」と自覚していた選定の理由を、「その内容が事実の基礎を欠くなど評価として不合理であることをうかがわせるに足りる証拠はない」として、原告ら主張の事実を全面的に排除した。

#### **4. 子どもたちの教育権・意見表明権の侵害を認めず**

原告らは、まず本件廃校処分は、原告ら子どもたちが自己の能力を全面発達させる学習権を有し、国家及び自治体はこれを保障する義務があるところ、これを著しく侵害するものであり、又、子どもに関わる大事であるにもかかわらず、全く意見表明の機会を奪われ、廃校反対の意思を表現する行為を妨害・抑圧されたもので、国連子どもの権利条約第12条（意見表明権）に違反するものであるとの主張をなし、廃校処分は取り消されるべきであり、原告ら子どもたちの蒙った損害を大阪府は賠償するべきであるとの請求をした。

即ち、原告ら子どもたちは、在校する高槻南高校で、自己の持つ能力を全面開花させ、大阪府も認めるとおりの優良校であるのに、このことを廃校処分の考慮事項とせず、新入生を年々入れず、教員数、生徒数を減少させついには廃校にすることで、子どもたちの教科学習・クラブ活動・諸行事を衰退させることは、日本国憲法・教育基本法・国連子どもの権利条約に定める教育権の著しい侵害であるとの具体的な主張をなした。

又、意見表明権は国連子どもの権利委員会から日本政府は二度も「一般的

指針ではなく、行政決定において子どもの意見を尊重しなければならない」との勧告を受けていることを強調した。

しかし、判決は「平成15年以降在籍する子ども（2・3年生のみ）は、学科教育に止まらず、クラブ活動・学校行事等の場面で、少なからぬ不利益を蒙っている。」と認めながら、「種々の手当をしているので格別の支障が生じている様子は証拠上うかがわれぬ。」と具体的な証言及び校内ビデオから証明十分の権利侵害の事実を否定した。また、判決は「子どもの権利条約第12条は、個別の施策の決定の場面において生徒らの意見表明等の手続的権利を具体的権利として保障したものではない。」と政府見解丸写しの文言で原告らの権利を切り捨てた。

## 第5. 判決後の関係者の新たな教育運動

子どもの権利裁判として歴史的な闘いとなった高槻南高校廃校処分取消・損害賠償請求事件は残念ながら上記の通り大きな問題点を含む敗訴判決となった。「今を生きる子どもたち」という特殊性があることから控訴は断念した。しかし、「子どもの権利裁判の灯」は消えることがない。判決後、原告及び支援者たちは慎重かつ綿密な協議を重ねた結果、9月24日、今後は、司法の場ではなく、「国民世論」の場で府教育行政の閉鎖性と非民主性を追及したたかう方向を決定しました。10月24日には、この3年間の高槻南高等学校の廃校反対運動や高南「教育権」訴訟の成果と教訓、到達を踏まえ、生徒や父母、地域住民のことをまったく考えようとしない府教育委員会や府教育委員などの姿勢を糾（ただ）し、教育の発展を真剣に考え、子どもや府民の立場に立つ教育委員会制度と教育行政を実現することをめざし、事務局メンバーを中心に「教育行政オンブズマン—高南ネット」を結成した。その目標は以下の通りである。

教育委員会及び同事務局の教育施策や裁量行政への監視を強め、教育委員会制度の民主化をすすめる。さらに住民自治・子ども主権の観点から府民への啓発と展開にも努める。

真に開かれた学校と教育行政を実現するために、教育委員会など教育行政関連機関の行政文書の情報公開などをすすめる。

子どもの権利条約の理念と原則を教育行政に実現するため、教育諸施策を監視し、かつ子ども青年のとりくみを励まし支援する。

一つひとつの教育諸施策への監視と点検、税金の無駄遣い、府有の教育財産・校地跡地の開発・処分などについても、学校行政への監視と要求行動を強める。

上4つの目的を実現するための政策提言やその実現のための諸活動をすすめる。

この結成は、府民の声を無視し、子どもの最善の利益を省みようとしない大阪府と府教育委員会に対する新たな運動の始まりとその契機である。

以上